

---

令和6年 第134回（定例）新温泉町議会会議録（第5日）

令和6年9月27日（金曜日）

---

議事日程（第5号）

令和6年9月27日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 認定第1号 令和5年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第3 認定第2号 令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第4 認定第3号 令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第5 認定第4号 令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第6 認定第5号 令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第7 認定第6号 令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第8 認定第7号 令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第9 認定第8号 令和5年度新温泉町水道事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第10 認定第9号 令和5年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第11 認定第10号 令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第12 発議第2号 新温泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 認定第1号 令和5年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）

- 日程第3 認定第2号 令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第4 認定第3号 令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第5 認定第4号 令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第6 認定第5号 令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第7 認定第6号 令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第8 認定第7号 令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第9 認定第8号 令和5年度新温泉町水道事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第10 認定第9号 令和5年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第11 認定第10号 令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第12 発議第2号 新温泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

---

出席議員（15名）

1番	中村茂君	2番	西村龍平君
3番	澤田俊之君	4番	米田雅代君
5番	岡坂遼太君	6番	森田善幸君
7番	浜田直子君	8番	河越忠志君
9番	竹内敬一郎君	10番	重本静男君
11番	岩本修作君	12番	宮本泰男君
13番	中井勝君	14番	中井次郎君
16番	池田宜広君		

---

欠席議員（1名）

15番	小林俊之君
-----	-------

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 島 木 正 和君 書記 ..... 中 家 亨君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 西 村 銀 三君 副町長 ..... 西 村 徹君  
教育長 ..... 山 本 真君 温泉総合支所長 ..... 小 谷 豊君  
牧場公園園長 ..... 嶋 津 悟君 総務課長 ..... 中 井 勇 人君  
企画課長 ..... 水 田 賢 治君 税務課長 ..... 石 原 通 孝君  
町民安全課長 ..... 村 尾 国 治君 健康課長 ..... 朝 野 繁君  
福祉課長 ..... 松 本 晃君 商工観光課長 ..... 福 井 崇 弘君  
農林水産課長 ..... 原 憲 一君 建設課長 ..... 森 田 忠 浩君  
上下水道課長 ..... 谷 岡 文 彦君 浜坂病院事務長 ..... 宇 野 喜代美君  
介護老人保健施設ささゆり事務長 松 岡 宏 典君 会計管理者 ..... 山 本 幸 治君  
こども教育課長 ..... 吉 田 博 和君 生涯教育課長 ..... 西 脇 一 行君  
代表監査委員 ..... 島 田 信 夫君

---

午前9時00分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第134回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、令和5年度一般会計及び特別会計・公営企業会計の決算の認定を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げて、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、第134回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

日程第1 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第1、諸報告に入ります。

議長から報告をいたします。

9月13日の会議以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、議会運営委員会が9月24日に開かれておりますので、委員長から報告をお願い

いします。

岩本委員長。

○議会運営委員会委員長（岩本 修作君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

委員会の開催日は、9月24日の決算特別委員会の終了後であります。

協議事項について報告をさせていただきます。第134回新温泉町議会定例会提出議案、議事運営についてでございます。議会提出追加議案で、発議第2号、新温泉町議会委員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてです。

次に、議事日程及び議事運営でございますが、資料に掲載してありますので、御清覧のほうをよろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続審査の申出についてですが、議長に申し出ることといたします。

以上で報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 岩本委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

---

## 日程第2 認定第1号

○議長（池田 宜広君） 日程第2、認定第1号、令和5年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案につきましては、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

1番、中村茂君。

○決算特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されました認定第1号、令和5年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、9月17日、19日、20日及び24日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の過程につきましては、15名で構成する委員会でありましたので、詳細については省略し、審査結果のみ報告いたします。

認定第1号、令和5年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありましたので、省略をいたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

これから討論に入ります。討論はございませんか。討論あり。

まず、本案に対し、反対者の発言を許可いたします。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 改めて、おはようございます。令和5年度一般会計決算認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

現在の私たちの町の若者を近隣市町に流出してしまう傾向は歴然としています。消滅する町と指摘されても、住宅施策、宅地施策など、住環境対策に立ち向かう姿勢が全く感じられませんでした。専属担当を配置したふるさと納税の取組では、香美町の4分の1程度にとどまり、町長自らその原因を地元産品に責任転換するような、町の方々の不信を招く言動もありました。

大げさかもしれませんが、私たちはこの町の方々や、この先の町民の幸福を追求する責任があると思います。危機的状況にある私たちの町において、大きな瑕疵がなければ丸では済まされません。実際には、小さな瑕疵は数知れず存在し、それに気づかなければ無限大の損失につながります。海上の道路改良用地補償では、担当課並びに町長から常識外れの答弁があるなど、組織としての適切な事業運営ができていないと感じます。この場におられる全ての皆様、立場は異なっても、町民のために高みを目指す立場にあると思います。まして、私たち議員は、安易にハードルを下げてはいけないと思います。一人一人を責めるつもりはありませんが、妥協は許されません。

そんな思いで本決算認定に反対します。心ある御賛同をお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、本案に対し賛成の発言を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立12名であります。よって、令和5年度新温泉町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前9時08分休憩

午前9時09分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、令和5年度新温泉町特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の認定については、一括上程し、討論、採決は会計ごとに行います。

---

日程第3 認定第2号 から 日程第11 認定第10号

○議長（池田 宜広君） 日程第3、認定第2号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第6号、令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第7号、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第9、認定第8号、令和5年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第10、認定第9号、令和5年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第11、認定第10号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

本案について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

中村茂委員長。

○決算特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されました認定第2号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの9会計については、9月24日の委員会において審査を行いました。

審査の過程につきましては、15名で構成する委員会でありますので、詳細については省略し、審査結果のみ報告いたします。

審査結果は、認定第2号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、認定第8号、令和5年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、認定第9号、令和5年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、認定第10号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についての5会計及び4公営企業会計については、採決の結果、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成されている委員会でありますので、省略をいたします。

中村委員長、御苦勞さまでした。

認定第2号、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名であります。よって、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第3号、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名であります。よって、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第4号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名であります。よって、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第5号、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名であります。よって、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第6号、令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名であります。よって、令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第7号、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名であります。よって、令和5年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第8号、令和5年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名であります。よって、令和5年度新温泉町水道事業会計決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第9号、令和5年度新温泉町下水道事業会計決算について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名であります。よって、令和5年度新温泉町下水道事業会計決算については、認定することに決定をいたしました。

認定第10号、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りをいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名であります。よって、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算については、認定することに決定をいたしました。

---

## 日程第12 発議第2号

○議長（池田 宜広君） 日程第12、発議第2号、新温泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） それでは、発議第2号、新温泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての提案説明なりを申し上げたいと思います。

新温泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び新温泉町議会会議規則（平成17年新温泉町議会規則第1号）の第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。令和6年9月27日、新温泉町議会議長、池田宜広様、提出者、新温泉町議会議員、中村茂、賛成者、新温泉町議会議員、澤田俊之、賛成者、新温泉町議会議員、河越忠志であります。

提案の理由といたしましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものであります。

1ページに条例案を示しております。条例は、5条立てといたしております。条例案の説明を行います。

目的、第1条、この条例は、新温泉町議会議員（以下、議員という）が、新温泉町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう、以下、同じ）としまして、そうするものは、その支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とするものであります。

本条におきましては、この条例の目的を定めるものであります。改正前の地方自治法第92条の2の規定では、「普通地方公共団体の議員は、当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人であることができない旨の規定がされておりました。議員個人と町との請負が認められていなかったが、今回、法改正により、各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が普通公共団体の議会の適正な運営確保のために環境の整備を図る観点から、政令で定める額を超えないものを除く」が加えられ、政令で定める一定金額300万円までは議員個人による町との請負の規制が対象から除かれることになったためであります。本条例は、町議会議員と町との地方自治法第92条の2に規定する請負状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議

会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的といたしておるものでございます。

報告、第2条です。議員は毎年6月1日から同月30日までの間、当該期間内に任期満了、議会の解散による任期満了により議員でない期間があるもので、当該任期満了または議会の解散による選挙より再び議員となったものであって、再び、ちょっと難しい文句があるんですが、その間に、当該6月30日に属する会計年度、前会計年度、議員である期間に限る、第1号においても同じ、における新温泉町に対する請負、当該前会計年度において支払いを受けたものに限るについて、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。以下、第1号、第2号に定めておるところであります。この本条におきましては、会計年度中に町と契約、請負をした議員は、議長に対し請負の状況を報告しなければならないことを定めておるものであります。第1項につきましては、前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年6月1日から同月30日までの間に、議長に対して前年度会計において支払いを受けた請負の状況を報告しなければならないことを規定しております。第1号については、請負ごとに報告しなければならない各事項を規定しているものであります。次に、第2項、議員は前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届け出なければならない。この第2項という内容であります。

次、報告一覧の作成及び公表、第3条であります。議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。その内容のとおりであります。

また、報告等の保存及び閲覧等、第4条であります。第2条に規定する報告及び訂正は、議長において当該報告すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。そのとおりであります。第2項、何人も議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧、または写しの交付を請求することができる。そのとおりであります。

委任、第5条、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

こういう5条立ての条例であります。

条例本文に返っていただきまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。来年からという内容であります。なお、それぞれ条文に対する施行規程は、6条立て、また、あわせて各様式については、3号を示しておるところであります。後ほど御清覧いただければと思います。

以上、条例案の説明といたします。議員各位の御賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑をお願いします。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねをいたします。目的、第1条の中で、支配人である場合、そういうことが書かれておりますけども、議員との関係では、どういう関係になるんでしょうか、支配人というのは。

そして、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とすると、これを少し教えていただけませんか。議会の運営の公正、それから事務執行の適正を図ること、この2つも説明していただけませんか。それがなぜこういうことになっていくのか、こういうものを提出することによってですね。その点をお尋ねいたします。

○議員（1番 中村 茂君） 今回の条例制定の背景には、地方自治法の改正があります。そういう中で、従来、取扱い、地方自治法でできなかったことが、ある一定限度の中でできるようになったと。それを、できるようになったことに対して、それをできるようになったからやりますよはいいいんだけど、その透明性、要は、町と議員との請負関係ですから、それを明確に、要は公表すると、そういうことが背景にあるようであります。ですから、できるようになったからしますよじゃなくて、その内容をきちっと誰もが監視できるというか、閲覧できるというか、場合によっては資料請求するとか、そういうことができるということをこの条例によって明記してると、それがすなわち透明性と理解していただければいいのかなと、そんな思いがいたします。（「まだ言ってない」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） ちょっと質問に答えてください。支配人っていうのは、議員とどんな関係になるんですかっていうことを尋ねたんですけども、それについてもお答えください。

それで、議員が法人の代表者、いわゆる代表取締役であった場合などは、これはどうなるわけですか。その請負契約、町との、これについては公表を今されているんでしょうか。その点を尋ねたい。それで、実際にこういうような、議員が請負をしてるような例があるんでしょうか。それについてお答えください。

○議長（池田 宜広君） 提出者、お願いします。

○議員（1番 中村 茂君） 支配人という表現ですけど、これはあくまでも法人ではなく議員個人というような、個人の立場における請負でありますので、だから、議員個人で、議員個人また、その議員が何かの、法人じゃないですよ、団体かも分らないですけど、そういうところの支配人、責任者というか、法人じゃない部分でそういう役を持っている場合も同様と、そういうことをうたってると思います。

それから、もう1点の法人の場合ですが、それは従来からの規定の中で、公表っていうことはなかったと思います。ただ、請負ができる、できないということが自治法の中で、たしか記憶の中では取引が2分の1以上あるような場合は契約ができないというよ

うな条件があったかなと、そんな、間違っておれば申し訳ありません。また訂正しますが、そういうような、その部分とは違う部分ということを理解してほしいです。

○議長（池田 宜広君） よろしいですか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 議員の中にもいわゆる法人の代表取締役をやって、入札業者になっておられる方もおられるんです。

○議長（池田 宜広君） ちょっと中井次郎君、待ってください。これに関しては、この議案発議に対しての質問をしてください。法人等に関することはもう既に認められていますので、お調べください。

○議員（14番 中井 次郎君） そしたら、もう一回お尋ねしますけども、そういう議員が個人として請け負ったような例があるんでしょうか、これまで。

○議長（池田 宜広君） どうぞ、提出者。

○議員（1番 中村 茂君） 僕も改めてどんな場合があるかなと、そんなことを思ったときに、例えば個人商店で町から見積依頼を受けて、最終、自分が安価で落として契約するようなことがありますから、何とは言いませんけど、例として、一番分かりやすいのは個人商店かな。僕も農業をちょっとやっていますから、農業生産物を給食センターに出すのも、ある一定契約の下で、そういうのも該当になるのかな。だから、そうしてみれば、結構幅が広いのかなと、そんな気を持ちます。その辺が一番分かりやすい表現かと思います。

○議長（池田 宜広君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。質疑を終わります。

○議員（1番 中村 茂君） よろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） どうぞ、自席へ。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第13 議員派遣について

○議長（池田 宜広君） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました4件に派遣することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

---

日程第14 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（池田 宜広君） 日程第14、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申出が出されておりますので、これを承認したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定をいたしました。

---

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了をいたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

第134回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る9月4日の開会以来、本日まで、行政に当面する重要な課題及び令和5年度決算認定などを審議してまいりました。審議に当たりましては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得られたものであり、その御精励に対し深く敬意を表するとともに、心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

特に、今回提案されました令和5年度決算認定につきましては、決算特別委員会に付託し、4日間にわたり審査をお願いいたしました。この間、中村茂決算特別委員会委員長並びに森田善幸副委員長におかれましては、大変な御労苦を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、町長をはじめ執行部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くした説明をいただき、深く敬意を表しますとともに、議会審議の過程での意見、特に決算審査において、表明された意見を十分に尊重され、今後の町政運営に反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局の皆様におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 9月定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案について、慎重な御審議の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。議員各位におかれましては、終始精力的に御審議を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。決算特別委員会、補正予算、さらには一般質問等で賜りました御意見、御提案を今後の行政運営に反映すべく努力いたします。

秋冷のみぎり、議員各位におかれましては、御自愛いただきまして、ますますの御活躍とさらなる議員活動をお祈り申し上げます。

閉会に当たりまして、お礼の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第134回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前9時42分閉会

---